

甲賀市ソーシャルメディア等運用ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、甲賀市が広報紙、ホームページ等の補助媒体としてソーシャルメディアを利用し、その拡散性、即時性及び相互性を活かして市政、観光等に関する有用な情報を積極的に市内外に発信するため、基本的なルールを定めるものとする。

(ソーシャルメディアの定義)

第2条 ブログ、マイクロブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、電子掲示板又は動画投稿サイトなど、インターネットを利用してユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報をやりとりするための手段又はサービスをいう。

(利用目的)

第3条 ソーシャルメディアの利用にあたっては、市広報紙、ホームページ等では伝達が難しい即時性若しくは積極性が求められる情報又は動画、画像等の表現方法を活用することが望ましい情報等を、ソーシャルメディアの特徴又は機能を利用し、市内外に情報を発信し、シティプロモーション又は効果的な事業実施のための広報活動に寄与することを目的とし、また、ソーシャルメディアを常に使用可能な状態にしておき、災害等により市ホームページに事故があり、その機能を果たせない場合の代替媒体の一つとして利用できることを目的とする。

(管理主体)

第4条 市におけるソーシャルメディア活用にあたっては、総合政策部秘書広報課が全体を把握し管理するものとする。

(提供する情報)

第5条 提供する情報は、市の行政情報、観光情報、イベント情報その他市民をはじめ市内外に広く周知することが有益であると判断される情報であり、かつソーシャルメディアを利用することが効果的であると判断される情報とする。

(書き込み等への対応)

第6条 個人等への書き込みに対しての返信は、原則として行わないものとする。ただし、情報の管理上必要な場合はこの限りではない。

2 コメント欄等への書き込みを不可とする設定が可能な場合は、特に理由が無い限り書き込みできない状態にしておくものとする。

3 情報等に対して意見コメントが集中的に投稿される等、混乱した状態になった場合は速やかに事実確認を行い、市ホームページにおいて全容を明らかにするとともに適切な対応を行うものとする。

(成りすまし対策)

第7条 市ホームページに公式アカウントの存在を明記するとともに、ソーシャルメディアにおいてアカウントの正当性を証明できる機能がある場合は、積極的に利用するものとする。

2 第三者による成りすましや不正アクセスによるアカウントの乗っ取り等が発覚した場合は、当該ソーシャルメディアの管理者に削除又は停止依頼を行うとともに、市ホームページにおいて注意喚起を行うものとする。また、必要に応じて報道機関等への情報提供を行うものとする。

(法令遵守)

第8条 ソーシャルメディアの利用にあたっては、日本国憲法、地方公務員法、著作権法等をはじめとする各法令及び条例、規則等を遵守することはもちろんのこと、掲載記事の与える影響を十分に理解したうえで、公正、公平な立場での利用をしなければならない。

(その他)

第9条 この運用ガイドラインに定めるもののほか、ソーシャルメディアの利用にあたっては、ソーシャルメディアごとに別途運用ポリシーを定めるものとする。

付 則

このガイドラインは、平成25年11月29日より施行する。